

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第3号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録資格) 第2条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、 印鑑の登録を受けることができない。 (1) <省略> (2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を 除く。）</u> (登録印鑑)	(印鑑の登録資格) 第2条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、 印鑑の登録を受けることができない。 (1) <省略> (2) <u>成年被後見人</u> (登録印鑑)
第5条 <省略> 2 <省略> 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかか わらず、外国人住民（法第30条の45に規定 する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票 の備考欄に <u>記載（法第6条第3項の規定により 磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物を含 む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあ っては、記録。以下同じ。）</u> がされている氏名 の片仮名表記又はその一部を組み合せたもの（	第5条 <省略> 2 <省略> 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかか わらず、外国人住民（法第30条の45に規定 する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票 の備考欄に <u>記載されている氏名の片仮名表記又 はその一部を組み合せたもの（以下「氏名の片 仮名表記等」という。）</u> で表されている印鑑に より登録を受けようとする場合には、当該印鑑 を登録することができる。

以下「氏名の片仮名表記等」という。)で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)から(6)まで <省略>

2 <省略>

(登録事項)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)から(6)まで <省略>

2 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。